

1 年未満保存

基賃時発 0411001 号  
平成 17 年 4 月 11 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局賃金時間課長

「専門業務型裁量労働制に関する協定届」に係る報告について

今後の労働時間制度の検討のため、現在、各局に対しては「平成 17 年度労働時間等に関する調査的監督」をお願いしているところであります。

これに加えて、今般、平成 15 年に改正した専門業務型及び企画業務型裁量労働制の施行（平成 16 年 1 月 1 日）から 1 年以上が経過したことを踏まえ、裁量労働制を導入している事業場等を対象に裁量労働制の施行状況や裁量労働制に係る要望を調査する必要があると考えております。

このため、当課において、裁量労働制導入事業場等に対し、通信による調査を行うことを予定しております。この調査の実施に際しては、対象事業場の把握が必要となりますが、専門業務型裁量労働制導入事業場の所在地は把握できていないため、平成 16 年 3 月から平成 17 年 2 月までに事業場より届出のあった労働基準法施行規則様式第 13 号（専門業務型裁量労働制に関する協定届。添付資料は不要）について、その写しを平成 17 年 4 月 22 日（金）までに本省労働基準局賃金時間課政策係宛て送付（FAXでも可）されるようお願いいたします。